

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

隣接する都道府県の枠を越えて移動するような鳥獣の中で、特に保護管理が必要とされている種について、関係都道府県等の関係者が連携・協力して保護管理を行うことが効果的であり、そのための情報収集や指針の策定等が求められることから、次の事業を実施する。

(1) 広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査(継続)

広域特定鳥獣保護管理指針を踏まえて計画された取組の効果を検証するために各種の調査等を実施する。

(2) 海棲哺乳類に関する情報収集、生息状況に関する調査及び評価(新規)

オホーツク海や北太平洋から我が国に回遊又は生息する海棲哺乳類について、今後の保護管理の方向性を検討するために必要な基礎的な生息状況等に関する情報の収集及び集積、陸上及び海上からの生息状況調査等を実施する。

2. 事業計画

(1) 平成18年度～平成23年度

(2) 平成19年度～平成23年度

3. 施策の効果

地域個体群等の状況及び被害の程度を踏まえ、広域的な保護管理指針が策定されることにより、関係省庁、農林水産業部局、関係都道府県、市町村等が、統一した考え方の下に保護管理対策を実施することにより、当該鳥獣の地域個体群を維持しつつ農林水産業等への被害が軽減される。

広域分布型鳥獣保護管理対策事業

1. 広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査



2. 海棲哺乳類に関する情報収集、生息状況に関する調査及び評価

[背景]

< 参議院及び衆議院における付帯決議(概要) >

海棲哺乳類については、生息状況に関する情報収集すること

- ・ 個体数、生息状況等の調査
- ・ 基礎的な生育状況等に関する情報の収集及び集積

